



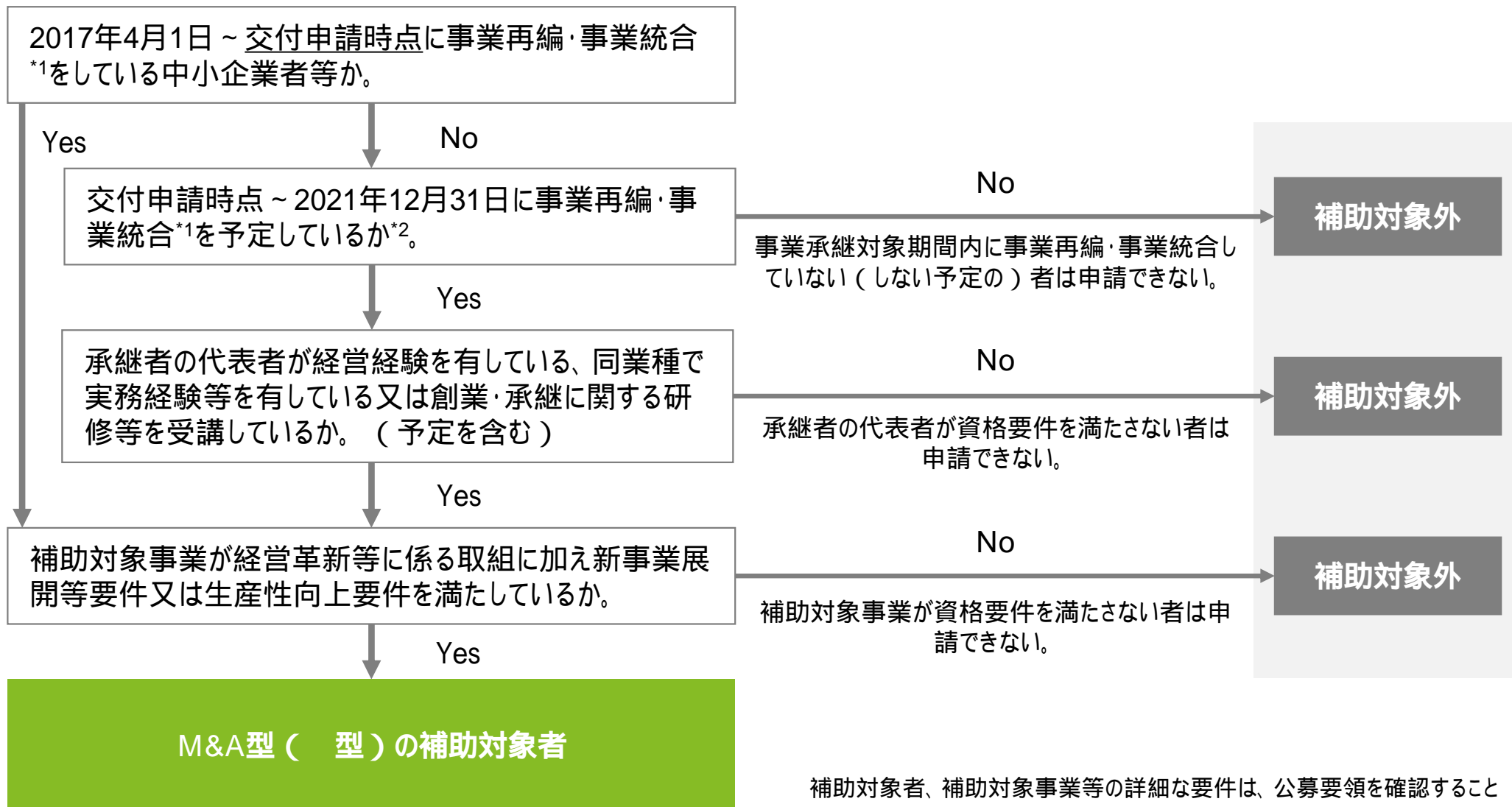
事業承継・
引継ぎ補助金

補足説明資料

M&A型（ 型 ）の補助対象者

M&A型（ 型）の補助対象者の主な判定フロー

事業承継対象期間内に行われる事業再編・事業統合が対象となる



*1：グループ内の事業再編、物品・不動産等のみを保有する事業の承継は対象外

*2：交付申請後に法人を設立予定の場合、申請者（個人）と法人設立後の当該法人（補助対象者）との同一性が確保されること

補助対象者となる承継者の代表者の資格要件

型で交付申請時に承継未了の場合は、以下の3つのいずれかの要件を満たす必要がある

1 経営経験を有している（事業）者

- 対象会社の役員として3年以上の経験を有する者
 - 他の会社の役員として3年以上の経験を有する者
 - 個人事業主として3年以上の経験を有する者
- 上記について、2021年12月31日までに上記基準の年数を超えること。

2 同業種での実務経験等を有している（事業）者

- 対象会社・個人事業に継続して6年以上雇用され業務に従事した経験を有する者
 - 対象会社・個人事業と同じ業種において通算して6年以上業務に従事した経験を有する者
- 上記について、2021年12月31日までに上記基準の年数を超えること。

3 創業・承継に関する下記の研修等を受講した（事業）者

- 産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業を受けた者
 - 地域創業促進支援事業（平成29年度以降は潜在的創業者掘り起こし事業）を受けた者
 - 中小企業大学校の実施する経営者・後継者向けの研修等を履修した者
- 2017年4月1日～2021年12月31日に受講する場合を含む。

補助対象事業の資格要件

経営革新等に係る取組であることに加え、**型の場合は、新事業展開等要件又は生産性向上要件を満たす必要がある**

補助対象事業は、経営革新等に係る取組であるか

- 補助対象事業は、以下 ~ に例示する内容を伴うものであり、補助事業期間を通じた事業計画の実行支援について、認定経営革新等支援機関の記名がある確認書により確認される事業であること。
新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、事業転換による新分野への進出、上記によらず、その他の新たな事業活動による販路拡大や新市場開拓、生産性向上等、事業の活性化につながる取組等



1 新事業展開等要件

- 新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、もしくは事業転換による新分野への進出のいずれかの内容を伴う事業計画であること。
- 事務局が定める期間において従業員数を1名以上増加させる計画であること。
補助事業期間内に補助対象事業に直接従事する従業員（有期の雇用契約を除く）を1名以上雇い入れた事実が確認できない場合は、補助率（2分の1以内）、補助上限額（500万円以内）の変更を行う。

2 生産性向上要件

or

- 承継者が2017年4月1日以降から交付申請日までの間に本補助事業において申請を行う事業と同一の内容で「先端設備等導入計画」又は「経営革新計画」いずれかの認定を受けていること。